

日本地域経済学会 著作権規程

第 1 条 日本地域経済学会(以下、本学会という)が発行する著作物の著作権は本学会に帰属する。

第 2 条 本学会が占有する著作権を利用する場合は、本学会の許諾を必要とする。本学会が必要と認める場合には、これを許諾する。

2. 前項の規程にかかわらず、著作者自身が自分の著作物の全部または一部を複製、翻訳、翻案などの形で利用する場合は、その著作物の出典を明記する限り本学会の許諾を必要としない。これらの利用に対して、本学会は原則的に異議の申し立てをしったり妨げたりすることはない。

第 3 条 本学会が発行する著作物の内容については著作者自身が責任を負うものであり、当該著作物について他の著作権の侵害、名誉毀損、またはその他の紛争を生じ、これによって本学会が損害を被った場合には、著作者は本学会に対して当該損害を補填するものとする。

2. 前項に掲げるもののほかにも著作権に関する紛争が生じた場合、本学会はその責任を負わないものとする。

第 4 条 著作者は、以下の各号に該当する場合には、本学会と本学会が許諾するものに対して、著作者人格権を行使しないものとする。

(1)翻訳及びこれに伴う改変 (2)電子的掲載・配布に伴う改変 (3)要旨のみを抽出しての利用 (4)前各号のほかの利用に伴う改変

第 5 条 本規程の改廃は理事会の議決による。

附 則

1. 規程第1条の著作物とは、本学会年報、その他の不定期刊行物に掲載された著作物を指す。
2. この規程は2007年12月1日より実施する。